

段位審査（五段以下審査）の留意事項について

- 1 受審資格の見直し
 - (1) 初段
一級受有者で、審査当日に満13歳に達した者とします。
 - (2) 四段
剣連の開催する講習会の受講を受審資格としていましたが、廃止します。
 - (3) 五段
現行のとおり、剣連の開催する講習会の受講を受審資格とします。（2年間有効）
- 2 受審申込について
 - (1) 一括申込
団体会員（規約第6条第1項第1号の会員をいいます。）は所属する団体から、生徒（中学生及び高校生をいいます。）は学校から、個人会員（規約第5条第2号の会員をいいます。）は直接、審査申込書に審査料を添えて郵送又は持参して申込をしてください。なお、団体会員で所属長印のない審査申込書、ファックスでの申込（文字が不明瞭等のため）は、正式な申込と認めません。
 - (2) 受付締切日の厳守
高知新聞スポーツ告知板及び剣連ホームページでお知らせする審査受付締切日を厳守してください。（締切日は、おおむね審査日から1か月前です。）締切日以後の申込は、原則受け付けません。
- 3 審査申込書の変更について
審査申込書を下記のとおり変更しました。
審査会場地の記載
受審する会場（高知市、四万十市、東京等）を記載してください。
再受審欄の追加（再形学と表示しています。）
形又は学科を再受審する方は、記入してください。
社会体育指導者資格初級欄の追加
五段受審者で有資格者の方は、記入してください。
- 4 学科審査の特例措置
五段受審者で、社会体育指導者資格初級の認定を受けている方は、学科審査を免除しますので、申込書にその有無を記入してください。
- 5 三段審査について
決められた事項ではありませんでしたが、現行では高校生の受審者は男女を振り分けた審査組合せとしていましたが、今後は男女の区別のない組合せとします。
- 6 その他
 - (1) 剣道着について
学校名等が入った剣道着の使用は認めます。（テープで見えなくする必要はありません。）
 - (2) 面ひもの長さについて
40センチメートル以内を厳守してください。

以上